



●令和6年能登半島地震のお見舞いを申し上げます

本年1月1日に能登半島を中心としたエリアで発生した地震と津波により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また救助活動・復旧作業に従事されている方に深く敬意を表します。

新潟市西区では液状化現象による被害が多く発生し、現在も多くの方が不安な時を過ごされていることと存じます。自宅が被害にあわれた方や休業を余儀なくされた事業者の方も多くおられ、暮らしへの影響は長期化しています。

皆様の安全確保、そして一日も早い復旧・復興、被災された皆様が一日も早く元の生活に戻ることができますよう、黒埼商工会役職員一同、心より願っております。

●新春恒例の新年会を開催しました

黒埼商工会では、1月24日(水)午後6時から 大野町の「山六」を会場に新年会を開催しました。当日は来賓、会員等70名が参加しました。

初めに笠井商工会長が新年の挨拶を行い、続いて細田衆議院議員様、水野西区長様、田村県議会議員様より来賓の祝辞をいただきました。ご出席いただいた来賓紹介の後、新会員の紹介があり、日本政策金融公庫新潟支店の星山課長様の乾杯のご発声で宴会に入りました。

参加者は懇親を深め、午後8時に地元金融団を代表して新潟信用金庫大野支店長の三島様が中締めを行い、閉会しました。多数のご出席ありがとうございました。



●年末年始大売出しの抽選を行いました

商業部会では、年末年始大売出しを令和5年12月11日(月)から令和6年1月10日(水)日の31日間にわたり実施しました。

売出し期間中、加盟店で500円の買い物、サービス利用で応募券をお客様に進呈し、加盟店の応募箱に投函していただきました。全部で5,503枚の応募があり、1月19日に黒埼商工会館で抽選を行いました。加盟店で利用できる商品券10,000円分を2本、5,000円分を6本、2,000円分を40本、1,000円分を50本を抽選、合計98名の方が当選されました。

多数応募いただきありがとうございました。



●決算・申告個別相談会のご案内

令和5年分所得税・消費税の確定申告が始まります。所得税については3月15日(金)、消費税については4月1日(月)が申告期限となっております。申告の準備、提出はお早目をお願いします。

商工会では申告期間中に講師をお迎えし、個別相談会を開催いたします。正しく申告いただくため、この機会に是非ご利用ください。

【日時】 ①2月20日(火)②2月28日(水)③3月6日(水)④3月14日(木)
午前10時～午後3時(正午～午後1時除く)

【会場】 黒埼商工会 相談室 【講師】 公認会計士 中山 幸夫 氏

※事前予約制で実施いたしますので、相談希望の方はあらかじめ商工会にお申込みください。



●確定申告を行う 個人事業主の皆様へお願い【重要】

税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ等の保管をお願いします

税務署では従来の確定申告用紙の送付に代えて「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書を送付しています。このハガキには予定納税額など確定申告に必要な情報が記載されておりますので、紛失しないよう必ず保管してください。

裏面もご覧ください

●「小規模事業者持続化補助金」災害支援枠(令和6年能登半島地震)のご案内

令和6年能登半島地震による被災区域4県(石川県、富山県、新潟県、福井県)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、被災区域を対象として災害からの事業再建の取組に要する経費の一部(補助率2/3)を補助する制度です。

申請に必要な経営計画策定から実施まで、商工会が支援しながら行います。ご希望の方は商工会までお問い合わせください。

1 対象者

被災区域(石川県、富山県、新潟県、福井県)に所在する商工会地域の小規模事業者等で、令和6年能登半島地震の被害を受けた事業者であること。

2 補助上限額 100~200万円

- ・[自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者]200万円
- ・[令和6年能登半島地震に起因して、間接的(売上減少)な被害があった事業者]100万円

3 1次申請受付(受付締切:2月29日(木))

- ・経営計画策定、申請書の作成等がありますので、締切2週間前までに商工会へお申し込みください。
- ・応募後、審査により補助先が決定します。

4 申請書類等について

申請書類は新潟県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。右記のQRコードよりご確認ください。※詳細については、別紙をご覧ください。

商工会連合会HP



5 その他

小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。

補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、後払いとなりますのでご注意ください。

●令和6年能登半島地震による被害に関する中小企業等の支援制度・窓口のご案内

新潟県や新潟市、日本政策金融公庫では、令和6年能登半島地震により被害を受け、今後の資金繰りの悪化が懸念される中小企業・小規模事業者に対して支援を行っております。

また、商工会においても相談窓口を設けておりますので、ご不安等ございましたら相談ください。

※詳細については、別紙をご覧ください。

●令和6年能登半島地震による災害に関する経営個別相談会のご案内

令和6年1月1日の地震により影響を受けた事業所の皆様を対象に個別相談会を開催いたします。この機会にぜひご相談ください。

【日 時】2月13日(火)10:00~17:00 黒埼商工会館

【相談員】日本政策金融公庫 担当者、新潟県信用保証協会 担当者、中小企業診断士など

※同封の相談申込書に必要事項記載のうえ、商工会へお申し込みください。

●商工会組織の集約化について…1月31日 第15回西新潟商工会合併検討協議会開催

第15回「西新潟商工会合併検討協議会」が1月31日に黒埼商工会館において開催されました。

最初に、「財産の取扱い」について、3商工会長会議や財政作業部会での検討を経て、「西新潟振興引当金」を創設することとしました。この引当金は、合併後の引当資産の一部を新商工会で取り組む事業(資産取得を含む。)に充当することができる振興引当金とするものです。振興引当金を充当する事業等及び金額を決定する場合は、合併後に旧商工会地区ごとに設置する委員会での議決により理事会に提案することとしています。委員会で議決できる範囲は、旧商工会ごとの合併当初の承継資産(流動資産、引当資産、固定資産の合計)の割合を基本とします。振興引当金の額は合併後の引当資産から運営資金引当金や会館維持引当金等を除いた5千万円を計画しています。

続いて、「会費の納入時期」及び「仮称の事務所名、委員会名等」について協議を行い、会費の納入時期は現在と同様に年2回とし、6月末と11月末としました。また、仮称となっていた事務所名は、黒埼事務所、内野事務所及び赤塚出張所としました。その他仮称となっていた委員会の名称も決定しました。

最後に、「合併スケジュール案」が協議され、令和6年11月の臨時総会の開催など、令和7年4月の合併に向け、詳細な日程案が了承されました。